

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年5月3日 13時05分ごろ
発生場所	群馬県千代田町の利根川 秦四等三角点から真方位068°830m付近 (概位 北緯36°12.5′ 東経139°25.7′)
事故の概要	水上オートバイマコトⅡは、利根川を遊走中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マコトⅡ、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	230-43429埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人がそれぞれ操縦する3隻の水上オートバイ（以下それぞれを「僚船」という。）と共に遊走中、船長が並走していた僚船1隻の引き波を約100km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で乗り越えたところ、船体が跳ね上がって着水した。</p> <p>船長は、着水した際の衝撃で投げ出されて落水し、僚船船長に救助された後、友人の119番通報を受けて来援した救急車により病院に搬送され、非骨傷性頸髄損傷と診断された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、僚船と共に遊走中、僚船1隻の引き波を乗り越える際、船長が約100km/hの速力で航行していたことから、船体が跳ね上がり、着水した衝撃で船長が落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が僚船と共に遊走中、僚船1隻の引き波を乗り越える際、船長が約100km/hの速力で航行していたため、船体が跳ね上がり、着水した衝撃で船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで遊走中、他船の引き波を乗り越える際、速力を適切に調整して船体が跳ね上がらないようにすること。

